

諮問庁：国立大学法人鹿児島大学

諮問日：平成29年5月29日（平成29年（独個）諮問第35号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（独個）答申第33号）

事件名：特定年度に本人を相手取った裁判を取り下げた最終意思決定と知れる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年度に請求人を相手取った裁判を国立大学法人鹿児島大学が取り下げた最終意思決定と知れる文書 ※参考資料（特定日A付け取下書）」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「取下書（特定日A付け）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年4月25日付け28鹿大総第409号による開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人からは諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示された資料が提出されている。

（1）審査請求書

ア 審査請求人が鹿児島大学に対し、法13条1項の規定に基づき、「特定年度に請求人を相手取った裁判を国立大学法人鹿児島大学が取り下げた最終意思決定と知れる文書 ※参考資料（特定日A付け取下書）」と記載し、保有個人情報開示請求書を提出した。（証拠1）

イ 平成29年3月27日付け「保有個人情報開示請求に係る手数料について」が送付してきた。（証拠2）

ウ 平成29年3月31日付け処分庁の指定する口座に保有個人情報開示請求に係る手数料300円を振込みした。（証拠3）

エ 平成29年4月25日付け「保有個人情報開示決定通知書」が送付してきた。（証拠4）

- オ 平成29年4月26日付け「保有個人情報の開示の実施方法の申出書」の記載に「全部閲覧し一部複写」と記載し提出した。（証拠5）
- カ 特定日Bに、処分庁玄関入口フロアにおいて、（証拠6の1）係官は開示に際し、はじめから予め封筒に入れてあったものを一枚取り出し、審査請求人に、その文書を手渡しで渡した。それは標記「取下書」一枚のみだった。（証拠6の2）
- キ 本件保有個人情報開示請求に際し、文書の探索にあたる係官の労に報いる為にも、審査請求人は鹿児島地方裁判所特定事件番号面談禁止等仮処分命令申立事件（債権者 国立大学法人鹿児島大学，債務者 審査請求人）（以下「仮処分命令申立事件」又は「保全事件」という。）の訴訟記録に編綴の「取下書」を謄写し添付した。（証拠7）
- ク 本件文書の開示について、開示の実施の申出書通り、全部閲覧し必要な文書を複写したい。
- ケ 「開示請求に対する措置」について
処分庁は決定で法18条1項の規定を引用したもののようであるところ、法18条1項の規定は「独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。」となし、法18条1項の規定のただし書は「法第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用については、この限りでない。」となし、
- コ 法4条2号の規定は「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。」となし、
又、法4条3号の規定は「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。」となしている。
- サ 処分庁の決定手続は法18条1項の規定を根拠に、「全部開示」としているところ、原処分は法18条1項の規定の説明が不足して、法18条1項の規定の解釈に誤りがあるものといわざるをえない。
ゆえに、法18条1項の規定の手続「全部又は一部を開示するとき」に違反するものといわざるをえない。
- シ 開示のあった文書の性質から鑑みて、開示されるべき文書が不足しているといわざるをえない。外に保有しているはずである。

ス 先例の平成28年度（独個）答申第38号の、「第5 審査会の判断の理由」2（1）アは「鹿児島大学長と総務担当理事，総務課長等との口頭での打合せにより決定したものである。」となし，同2（1）イは「審査会からの照会に係る文書を探索したところ，本件裁判の代理人を委任した弁護士との委任契約に関する原議書（以下「本件原議書」という。）が存在することが確認された。」となしている。

セ 本件答申に鑑みていえば「仮処分命令申立事件」の最高意思決定者は債権者鹿児島大学長殿と見て取れる。

ソ ちなみに，上記の答申に係る決裁書の謄本が未だ審査庁から送達されていない。「行政不服審査法44条・51条1項」を根拠に，審査請求人が審査庁に対し，尋ねたものの「弁護士に聞いて。」との対応をなした。

タ 審査請求人は処分庁に対し，重要事項を提起し，その調査を求め，繰り返し陳情を行っていたところ，特定日C付け審査請求人を相手取り，本訴を前提にした，「仮処分命令申立事件」を鹿児島地方裁判所に提起したものと見える。

しかし，処分庁は裁判官審尋中の，特定日A，保全事件を取下げた。

チ 本件は，上記保全事件の取下げにかかる最終意思決定と知れる決裁書の開示を求めているものである。

ツ 延いては，元々の陳情に対する進捗状況が知れるやもといえる。

テ 原処分は日本憲法13条が国民に保障する基本的人権を侵害しており，憲法13条に違反する。

ト 以上の点から，原処分の取り消しを求め，改めて開示していただきたく本審査請求に及んだ次第である。

審査会において電子及び紙データ・メモ等十分探索して欲しい。

ナ その他として，次の書類を提出する。

証拠書類等

- ① 保有個人情報開示請求書（平成29年3月25日付け）1通
- ② 保有個人情報開示請求に係る手数料について（平成29年3月27日付け）1通
- ③ 納付書（平成29年3月31日付け）1通
- ④ 保有個人情報開示決定通知書（両面）（平成29年4月25日付け）1通
- ⑤ 保有個人情報の開示の実施方法の申出書（平成29年4月26日付け）1通
- ⑥ a 臨時入構許可証（特定日B付け）1通
b 取下書（特定日A付け）1通
- ⑦ 取下書（特定日A付け）1通

(本答申では添付資料等は省略)

(2) 意見書 1

審査請求人は諮問庁作成の諮問理由説明書(下記第3)の「6 原処分を維持する理由」に対し、反論する。

先ず、初めに、鹿児島大学は審査請求人を相手取って、特定日C鹿児島地方裁判所に、「債務者は、自ら又は第三者(弁護士を除く)をして、債権者に対し、電話、メール、ファックス、面談等の方法で、自らの要求への応対を強要するなどして、債権者の業務を妨害してはならない。との裁判を求める。」との趣旨で、標目「面談禁止等仮処分命令申立書」(鹿児島地方裁判所特定事件番号面談禁止等仮処分命令申立事件(債権者 国立大学法人鹿児島大学、債務者 審査請求人))(保全事件)を提起したのだ。

審査請求人は第一回裁判審尋呼び出し特定日D特定時刻に答弁書記載に「債権者の債務者に対する、無慈悲に鑑みて言えば債務者は債権者に対し、今後、メール、ファックス、電話等、陳情の一切において、その考えはない。」と共に書証を提出したのだ。

保全事件により、鹿児島大学と対峙することとなり、審査請求人は鹿児島大学から人権救済を受けられるどころかその後の陳情を全く期待できず絶望的になったのだ。

今後国連人権理事会へ陳情するしかないと考えていたことはいうまでもない。

審査請求人は第2回審尋日頃には病状悪化に伴い期日延期を裁判所に上申した上で特定日A第2回目審尋日に審査請求人作成の陳述書の提出に伴い書証等を提出したのだ。

鹿児島大学は「請求人を相手どって本学が鹿児島地方裁判所へ面談禁止等仮処分命令申立書を本学代理人弁護士から提出し、2回の審尋において和解案を提示した。」、「特定日A第2回審尋において、本学から提示した和解条項については、審査請求人が応ずることはなく、」というもののようであるところ、鹿児島大学及び裁判所間だけに秘密裏の文書であるから、審査請求人がこれに応じられるはずもないから、鹿児島大学の著しい悪意がみてとれる。

求釈明 「和解案」は保全事件記録に編綴の「和解条項案書」をさすのか?(証拠 和解条項案書(特定日E付け)作成 国立大学法人鹿児島大学債権者代理人)

鹿児島大学は裁判所側から保全事件の取下げ勧告があって、保全事件を取下げたといっているもののようであるところ、それらを保全事件記録から図ることはできない。

また、裁判所側から保全事件の取下げ勧告があったからといって、鹿

児島大学の保全事件取下げに係る決裁に対し、これに裁判所が関与しないことでは世間一般通常人ならだれも知れる。

ましてや、裁判所に鹿児島大学代理人弁護士から保全事件の「取下書」を提出したからといって、これに対する決裁権が代理人弁護士にないことでは世間一般通常人ならだれも知れる。

平成28年度（独個）答申第38号の、第5の2（1）ア記載に、「本件裁判の提起についても、（中略）鹿児島大学長と総務担当理事、総務課長との口頭での打合せにより決定したものである。」、同第5の2（1）イ「本件裁判の代理人を委任した弁護士との委任契約に関する原議書（以下「本件原議書」という。）が存在することが確認された。」とあるところ、保全事件の予納郵便切手管理袋の特定日A付け記載から鑑みれば、法人格をもつ鹿児島大学ゆえ、取下書以外にも文書を保有していると考え、自明の理である。（証拠 予納郵便切手管理袋）

本訴を前提にした保全事件取下げに係る鹿児島大学保有の決裁書の有無について、探索を希望し申立てに及ぶ次第である。（情報公開・個人情報保護審査会設置法「審査会の調査権限」9条4項）

証拠

予納郵便切手管理袋 作成 特定事件番号 鹿児島地方裁判所
ファクシミリ送信のご案内（特定日E付け）作成 鹿児島大学債権者代理人

和解条項案書（特定日E付け）作成 鹿児島大学債権者代理人
保有個人情報開示請求書（特定日F付け）作成 審査請求人
保有個人情報開示請求書（特定日G付け）作成 審査請求人
（本答申では添付資料等は省略）

（2）意見書2

鹿児島大学は平成28年（独個）諮問第24号に対し、平成29年3月31日答申第38号の、第5の2（2）イ及びウの審査会の判断に対し、決定を放置し、審査請求人に裁決書も送付していない。

そうだから審査請求人は鹿児島大学保有の決裁書（原議書）を入手するに至っていない。

また、鹿児島大学は特定日G付け保有個人情報開示請求の手続き（保全事件の和解条項案書について）を進めていない。

特定日H付け（受け特定日G）鹿児島大学顧問弁護士の手紙を受け取ったものの、審査請求人は困った。

添付文書

通知書 作成 鹿児島大学顧問弁護士
（本答申では添付資料等は省略）

(3) 意見書 3

審査請求人の決意にあたって

鹿児島大学に対し、重要事項の調査（特定教職員 A・特定教職員 B）を陳情していたものの、それが長きにわたって蔑ろにされた事実は、「『面談禁止等仮処分命令申立書』」によって明らかである。

鹿児島大学長の関与が平成 28 年度答申（独個）第 38 号、「『原議書』」により、明白であっても、審査請求人は「『原議書』」を入手できていない。

本件、諮問事件（平成 29 年（独個）諮問第 35 号）において、探索のうえ更なる、答申を希望する。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る法人文書について

特定年度に請求人を相手どった裁判を国立大学法人鹿児島大学が取り下げた最終意思決定と知れる文書。※参考資料（特定日 A 付け取下書）

2 審査請求人

（略）

3 審査請求日

平成 29 年 5 月 8 日（受付日）

4 開示決定等の日付

平成 29 年 4 月 25 日

5 開示決定等の概要

平成 29 年 3 月 25 日、審査請求人から法 13 条 1 項の規定に基づき、保有個人情報の開示請求がなされ、開示請求手数料の納入のあった平成 29 年 3 月 31 日に受け付けた。

平成 29 年 4 月 25 日、本件対象文書の「取下書」（写）を全面開示する旨、保有個人情報開示決定通知書を法 18 条 1 項の規定に基づき審査請求人あてに送付した。

6 原処分を維持する理由

審査請求人の開示請求に係る保有個人情報「特定年度に請求人を相手どった裁判を国立大学法人鹿児島大学が取り下げた最終意思決定と知れる文書。※参考資料（特定日 A 付け取下書）」については、請求人を相手どって本学が鹿児島地方裁判所へ面談禁止等仮処分命令申立書を本学代理弁護士から提出し、2 回の審尋において和解案を提示した。

特定日 A 第 2 回審尋において、本学から提示した和解条項案については、審査請求人が応ずることはなく、審査請求人から本学に対して、「今後、電話、メール、FAX 等、一切陳情等を行う考えはない。」との意思表示がなされていた。

そこで、裁判所から、代理弁護士に対し、「『一切陳情等を行う考えは

ない』との意思表示がなされた以上、保全の必要性の要件充足性が微妙である。」「審査請求人は現在体調が悪いので、陳情は行わないのではないか。もし審査請求人の体調が回復し、新たな陳情がなされた場合は、再度、面談禁止等仮処分命令申立を行って下さい。」「本件は取り下げではどうか。」との取下げ勧告がなされた。

代理弁護士は裁判所の意向を学長に伝えたところ、同日、学長は直ちに仮処分申立ての取下げを決定した。代理弁護士はその学長決定を受け、同日（特定日A）、鹿児島地方裁判所へ「取下書」の提出を行った。

以上の次第で、学長が取下げを決定するための文書（原議書）は作成しておらず、代理弁護士が提出した「取下書」が本学の最終意思決定である。

今回、審査請求人から審査請求のあった案件については、その「取下書」（写）を平成29年4月25日、本件対象文書として特定し、当該「取下書」（写）を全面開示する旨、保有個人情報開示決定通知書を法18条1項の規定に基づき審査請求人に開示したものであり原処分を維持することが適当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月27日 審査請求人から意見書1及び意見書2並びに各添付資料等を收受
- ④ 同月28日 審査請求人から意見書3を收受
- ⑤ 同年7月7日 審査請求人から資料を收受
- ⑥ 同月10日 審議
- ⑦ 同月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、開示する原処分を行った。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 鹿児島大学においては、法人の重要事項を審議するため、国立大学

法人鹿児島大学組織規則の規定に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の会議が置かれているが、いずれの会議においても、裁判の提起、取下げ等に関する事項を、その審議事項とはしていない。

本件裁判の提起については、鹿児島大学長と総務担当理事、総務課長との口頭での打合せにおいて役員会、経営協議会、教育研究評議会等における審議は不要と判断した上で決定されたものであり、その取下げについても、理由説明書（上記第3）のとおり、裁判所からの取下げ勧告を受けて学長が直ちに取下げを決定し、同日代理弁護士に「取下書」を提出させたものであって、上記各会議等における審議は行っていない。

イ また、裁判所からの取下げ勧告を受けてから取下書の提出までの流れは下記ウのとおりであって、関係者間の協議や連絡はいずれも口頭（面談又は電話）で行われており、意思決定の過程で「原議書」等は作成されておらず、後日その結果を取りまとめた文書等といったものの存在も認められなかった。また、代理弁護士との契約上、本件裁判の終了を理由とする契約の解除等といった手続もとられてはいない。したがって、代理弁護士が提出した「取下書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の外に本件請求保有個人情報の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在は認められず、原処分は妥当であったと考えるものである。

ウ 特定日Aの経緯について

- ① 特定日Aの第2回審尋には、本学の代理弁護士の外、事務担当者2名が同行していた。
- ② 裁判所からの「取り下げ勧告」を受けた際、代理弁護士より事務担当者に対して学長の意向を確認願いたい旨の依頼があり、事務担当者は上司である総務課長へ電話にて状況報告を行った。
- ③ 報告を受けた総務課長は、総務担当理事へ報告し、理事とともに、学長へ裁判所の意向を報告。
- ④ 学長は、直ちに「仮処分の取下げ」を決定した。
- ⑤ 学長決定（「仮処分の取下げ」）を確認した総務課長は、その旨、同行していた本学の事務担当者へ電話連絡。
- ⑥ 連絡を受けた事務担当者は、学長決定を代理弁護士へ伝えた。
- ⑦ 代理弁護士はその学長決定を受け、弁護士事務所にて「取下書」を作成し、同日鹿児島地方裁判所へ取下書の提出を行った。

(2) 上記諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、鹿児島大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、鹿児島大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司